

入札公告

制限付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和2年6月24日

尾張旭市長 森 和 実

1 入札に付する事項

(1) 工事名等

西部浄化センター雑用水給水ポンプ整備修繕

(2) 工事場所

西部浄化センター

尾張旭市庄中町一丁目地内

(3) 工事概要

雑用水給水装置用ポンプ2台の主要部品取替及び調整（日立ウォーターエース）

ア 雑用水給水ポンプ（型番：H65G-67.5、製造番号：H06271371J）

電動機（形式：TFOA-KK、製造番号：D160676）

イ 雑用水給水ポンプ（型番：H65G-67.5、製造番号：H06271372J）

電動機（形式：TFOA-KK、製造番号：D160676）

(4) 工期

契約締結日の翌日から120日間

(5) 予定価格

3,960,000円

（予定価格の110分の100の金額3,600,000円）

(6) 最低制限価格

設定有（事後公表）

(7) 入札方法等

ア 本入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければならない。詳細な入札方法は、尾張旭市建設工事等電子入札実施要領（以下「電子入札実施要領」という（<http://www.city.owariasahi.lg.jp/>から「契約情報」の「入札者心得書・要綱・要領等」のページを参照）。）及び電子入札システム操作手引書（<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>参照）によるものとする。

イ 本入札は、開札後、落札候補者に対して入札参加資格の確認を行い、落札者を決定する事後確認型の一般競争入札とする（入札方式は、電子入札システムの事後審査型一般競争入札を使用する。）。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 令和2・3年度尾張旭市工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、当該工事の公告の日から落札決定までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (2) 機械器具設置工事について、尾張旭市、瀬戸市、長久手市又は名古屋市に入札参加資格確認申請時の契約先事業所を有する者であり、かつ、令和2・3年度建設工事等入札参加資格申請時の機械器具設置工事に係る経営事項審査の総合評定値が1,100点未満の者であること。
- (3) 平成22年度以降に完成した国（特殊法人、独立行政法人等は含めない。）又は地方公共団体発注の機械器具設置工事について、元請として1契約につき200万円以上の施工実績があること。
- (4) 機械器具設置工事について、建設業法等に定める国家資格又は実務経験等を有する技術者を配置できること。なお、配置予定の主任（監理）技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものとする。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) この公告の日から落札決定までの間、「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (9) 次のアからウまでに定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (10) 事業協同組合とその構成員が、同一入札に同時に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 入札参加申込書の提出

- ア 入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより入札参加申込書を提出するものとする（添付資料として空ファイルを添付し送信する。）。
- イ 入札参加申込期間
 - 令和2年6月24日（水）午前8時30分から
 - 令和2年6月29日（月）午後5時00分まで
 - ※ 電子入札システム利用可能時間とする。

(2) 入札書等の提出

- ア 電子入札システムにより入札書に必要な事項を入力し、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を添付ファイル（ワード、エクセル、PDF形式のいずれか）として送信する（工事費内訳書の表紙には、工事名、工事場所及び会社名を明記し、ファイル名は「（会社名）工事費内訳書」とする。）。なお、工事費内訳書は、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- イ 入札書等の提出期間
 - 令和2年7月7日（火）午前8時30分から
 - 令和2年7月9日（木）午後5時00分まで
 - ※ 電子入札システム利用可能時間とする。

(3) 開札の日時及び場所等

- ア 日時
 - 令和2年7月10日（金）午前10時45分
- イ 場所
 - 尾張旭市総務部総務課
- ウ 落札候補者の決定
 - 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

(4) その他

- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の10パーセントに相当する額（1円未満の端数があるときは端数額を切り捨てた額）を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札回数は、1回とする。

4 落札者の決定

落札候補者は、入札参加資格確認申請書に確認資料を添えて持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出された入札参加資格確認申請書及び確認資料の審査の結果、入札参加資格を満たしていることが確認できた場合は、落札者とする。

落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、次の順位の入札価格が低い者から順次確認を行い落札者を決定する。この場合、下記(4)の「開札の日」を「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替える。なお、落札候補者は、正当な理由がある場合を除いて、落札者となることを辞退することは原則できないものとする。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 工事の施工実績（様式2）

ウ 配置予定の技術者氏名等（様式3）

尾張旭市のホームページから様式をダウンロードすること。

→トップページ>契約情報>各種様式ダウンロード（建設工事）

エ 建設業の許可の写し

オ 経営事項審査結果通知書の写し

※ 「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項(10)」において、経営事項審査結果通知書の写しでは、届出義務の履行を確認できない場合は、別に確認できる書類を併せて提出すること。

なお、届出の義務がない場合は、「社会保険等の届出義務がないことの申出書」（市ホームページに掲載）を提出すること。

カ 配置予定の技術者の雇用関係を証明できるもの

(2) 提出場所

〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市総務部総務課契約係

(3) 提出部数

1部

(4) 提出期限

開札の日から起算して4日以内（閉庁日を除く。）

(5) その他

ア 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、入札参加資格確認申請書が提出された日から起算して原則3日以内に通知する。

イ 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出書類は、入札参加資格の確認以外に、無断で使用しない。

エ 提出書類は、返却しない。

5 入札参加資格を満たしていないと認めた者に対する理由の説明等

(1) 入札参加資格を満たしていないと認めた者には、その理由を付して書面により通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に、書面によりその理由の説明を求めることができる。

(3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、書面により3日以内（閉庁日を除く。）に回答する。

(4) (2)の書面の提出先は、次のとおりとする。

尾張旭市総務部総務課契約係

6 設計書等の閲覧

設計書、仕様書及び図面（以下「設計図書等」という。）並びに契約条項は、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和2年6月24日（水）から令和2年7月9日（木）まで
（閉庁日を除く。）

午前8時30分から午後5時00分まで

(2) 閲覧場所

尾張旭市総務部総務課契約係

7 設計図書に関する質疑回答

設計図書等に関する質疑がある場合は、質疑の内容を質疑書（様式4）に記入の上、電子メールにより送信しなければならない。（必ず電話で着信確認を行うこと。）

(1) 受付期間

令和2年6月24日（水）午前8時30分から
令和2年6月29日（月）午後5時00分まで

(2) 電子メール送信先

尾張旭市総務部総務課契約係

アドレス soumu@city.owariasahi.lg.jp

(3) 質疑があった場合は、令和2年7月6日（月）までに電子調達共同システムに回答書を掲載（（CALS/EC）の入札情報サービスよりダウンロード（「入札情報サービス」→「入札公告」→「調達機関・尾張旭市・検索」→「調達案件名をクリック」→「保存」））する。

8 設計図書等の配布

入札の参加を希望する者に対して、設計図書等を次のとおり配布する。

(1) 配布期間

公告日から入札書提出締切日まで

(2) 配布方法

電子調達共同システム（CALS/EC）の入札情報サービスよりダウンロード（「入札情報サービス」→「入札公告」→「調達機関・尾張旭市・検索」→「調達案件名をクリック」→「保存」）

9 入札保証金

尾張旭市契約規則（昭和53年規則第19号。以下「契約規則」という。）第11条第2号の規定により免除とする。

10 入札の無効

契約規則第13条の規定及び電子入札実施要領第15条の規定に該当する場合並びに次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書受付締切予定日時までに送信のない電子入札
- (3) 電子署名及び電子証明書のない入札
- (4) ICカードを不正に使用して行った入札
- (5) 工事費内訳書を添付ファイルとして送信していない入札
- (6) 入札書と工事費内訳書の金額が明らかに相違する入札
- (7) 公正かつ適正な見積りにより工事費内訳書が作成されていない入札
- (8) 予定価格を超える金額を記載した入札
- (9) 最低制限価格未満の金額を記載した入札
- (10) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (11) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (12) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

11 契約保証金

(1) 契約保証金の額

請負金額が500万円以上の工事においては、落札者は、当該入札に係る契約の締結時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

(2) 契約保証金の納付の免除

ア 保証会社との間に尾張旭市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約保証金の還付

契約保証金は、契約者が契約内容に従って履行を行った後に還付する。

12 契約書作成の要否

要

13 支払条件

(1) 前払金及び中間前払金

尾張旭市公共工事前金払取扱要領に基づき次のとおり支払うことができるものとする。

ア 前払金

請負金額300万円以上の工事につき、10分の4の割合を乗じて得た金額を支払うことができる。ただし、算出して得た額は、10万円未満の端数があるときは切捨てとし10万円単位とする。

イ 中間前払金

既に支払われたアの前払金に加え、下記の(ア)から(エ)までの条件を満たせば、追加で請負金額の10分の2の範囲内で前払することができる。ただし、算出して得た額は、10万円未満の端数があるときは切捨てとし10万円単位とする。

- (ア) 工期の2分の1を経過していること。
- (イ) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が完了していること。
- (ウ) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当すること。
- (エ) 部分払の請求をしていないこと。

- (2) 部分払
契約規則第55条による。

14 尾張旭市公契約条例に係る労働条件報告書の提出

尾張旭市公契約条例（平成29年条例第19号）に基づき、予定価格が5,000万円以上の公共工事に関する契約を特定公契約とし、契約締結後速やかに労働条件報告書を提出するものとする。

15 その他

- (1) 入札参加者は、尾張旭市の規則等を厳守すること。
- (2) 落札者は、資料に記載した配置予定技術者を、病休、死亡、退職等やむを得ない場合を除き当該工事の現場に配置するものとする。
- (3) 本工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の対象工事に該当する場合は、工事担当課と協議するものとする。
- (4) 落札決定から契約締結までの期間において、落札者が尾張旭市指名停止取扱要領の措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合において、尾張旭市は、一切の損害賠償の責を負わない。
- (5) 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (6) システム障害の発生等により電子入札の執行が困難な場合又は予算その他の理由により、入札又は開札の執行を延期若しくは中止又は入札方法を変更することがある。なお、これらの場合においても、入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とする。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等に伴う入札の取扱いについては、別紙のとおりとする。
- (8) この公告に関する問合せ先
尾張旭市総務部総務課契約係
電話：0561-76-8110（直通）